

本稿は3月1日に、自治労連と国公労連、全労働が共同で作成した「コロナ危機のもとでの生活に困窮する失業者等を行政が支えるために「住民のいのちとくらしを守りきる」ための提言（案）—雇用・福祉版—」についての記者会見における発言を、編集部の責任でまとめたものです。

## 生存権(25条)や勤労権(27条)を保障すべく 国・自治体の体制拡充と施策の充実を

全労働省労働組合（全労働）書記長  
津川 剛

新型コロナウイルス感染症の拡大によって経済活動は低迷し、これに伴う失業者や生活困窮者が増加しています。こうした中、雇用施策の充実が求められ、労働行政の役割発揮も重要です。

その上で、雇用施策に関わって、後述する雇用調整助成金や休業支援金などが大きく取り上げられていますが、失業時の所得補償制度として雇用保険（失業給付）のあり方も焦点となります。実際、厚生労働省は感染症拡大に伴う離職理由の判定や延長給付の適用などの措置を講じましたが、そもそも、この間の法改正によって雇用保険制度そのものが脆弱になっています。具体的には、受給資格要件や所定給付日数、給付制限などで多くの課題が指摘されており、他方で国庫負担の低さにも問題があります。

一方、厚生労働省は企業に対し、失業者を出さず休業等での雇用維持を図らせるべく、雇用調整助成金の活用を打ち出しました。雇用調整助成金は雇用維持にかかる唯一と言ってよい助成制度であり、リーマン・ショック時や東日本大震災などの自然災害時には特例

措置も講じながら、景気低迷に伴う失業の増大を防止する効果を発揮しました。そして、今般の感染症拡大に際してもさまざまな特例措置が講じられており、リーマン・ショック時を大きく上回る申請が行われています。他方、事業主への支援を急ぐべく迅速支給が掲げられているものの、従来、適正な支給決定のため3か月程度の審査期間を要していたものを「2週間を目途に支給」と打ち出したため、職場では休日出勤を含めた長時間過密労働を余儀なくされています。

他方、休業手当が支払われないまま休業を命じられている事案が増え、こうした労働者の救済に注目が集まりました。厚生労働省はこれを受け、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を急遽創設しました。これは緊急避難的な制度としてはやむを得ない面があるものの、そもそも企業は労働基準法第26条に基づく休業手当の支払い義務があり、休業支援金はこれを免責するものではありません。

こうした中、これらの施策を担う労働行政（特に、公共職業安定所や労働基準監督署な

どの地方労働行政)では、政府の「定員合理化計画」に基づく定員削減の影響で、きわめて脆弱な体制に追い込まれています。実際、この10年間で1,300人余りの削減が行われ、先進諸国と比較しても職員数が圧倒的に少ないことが示されています。

このような状況下では過重労働が蔓延し、メンタル疾患も増加しています。また、労働行政の窓口は不特定多数の利用者があり、必然的に「密」になります。厚生労働省はこれに対し、郵送や電子申請の勧奨を行っていますが、雇用保険の窓口を中心に来所者が増加する一方であり、執務・庁舎環境の改善も欠かせません。

さらに、失業者を始めとした生活困窮者の支援には、労働行政と福祉行政の連携が不可欠です。この点、リーマン・ショックを契機に、それまで以上に自治体・福祉事務所と公共職業安定所の連携が強まっています。すなわち、こうした行政間のネットワークを一層充実させながら、憲法が規定する生存権(25条)や勤労権(27条)を保障すべく、国・自治体の体制拡充と施策の充実が求められていると考えます。